

公的制度で 設備投資を支援します!

小規模企業者等の設備投資を支援します!

目 次

1. 小規模企業者等設備貸与事業について	1
2. 申込対象者・対象設備について	3
3. 制度の流れについて	4
4. 申込方法・提出書類について	5
5. 返済方法について	6

まずは、下記までお気軽にお問合せください。

【 お問合せ・申込先 】

公益財団法人にいがた産業創造機構

産業創造グループ 経営革新支援チーム

〒950-0078 新潟市中央区万代島 5 番 1 号 万代島ビル 11 階

TEL 025-246-0056 (直通) FAX 025-246-0030 E-mail setsubi@nico.or.jp

URL <https://www.nico.or.jp>



1. 小規模企業者等設備貸与事業について

創業や経営の革新に取り組む県内企業の皆様が必要とする設備を、NICOが皆様に代わって購入し、割賦販売又はリースする制度です。

<ご利用のメリット>

▼余裕をもった資金調達が可能になります！

- ・金融機関の融資枠や信用保証協会の信用保証を利用しないので、余裕をもった資金調達が可能になります。

▼長期固定金利で安定・有利な設備投資が可能です！

- ・金利年1.6%の低利な固定金利(割賦販売方式)です。
- ・法定耐用年数に応じた10年までの返済期間を設定できます。
- ・利用限度額100万円～1億円で幅広い設備投資に対応します。

	割賦販売方式	リース方式
対 象 者	小規模企業者等(従業員数 50 人以下の企業)(注 1)又は創業者(注 2)(従業員数により条件等が異なる。) 注1 小規模企業者等とは、次に掲げる方をいいます。 a. 小規模企業者(常時使用する従業員数が 20 人(商業又はサービス業(宿泊業・娯楽業を除く)の場合は 5 人)以下の事業者) b. 常時使用する従業員数が 50 人以下の会社及び個人(小規模企業者を除く)のうち次の要件を満たす方 ※銀行法第 2 条第 1 項に規定する銀行(信用金庫、信用組合、農協、漁協を除く)、日本政策金融公庫(旧国民生活金融公庫に係る資金を除く)、商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行からの借入金残高が 4.2 億円以下であること。 ※直近 3 事業年度の経常利益の平均額が 3,500 万円以下であること。 ※大企業からの出資等の割合が単独で 3 分の 1 を超えていないこと。 注2 創業者とは、次に掲げる者のうち小規模企業者等に該当する方をいいます。 a. 事業を営んでいない個人であって、1 ヶ月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有する方 b. 事業を営んでいない個人であって、2 ヶ月以内に新たに会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的な計画を有する方 c. 新たに事業を開始した個人(当該事業を開始した日前に事業を営んでいなかったものに限り)であって、事業を開始した日以後 5 年を経過していない方 d. 新たに設立された会社(当該設立の日前に事業を営んでいなかった個人により設立されたものに限り)であって、その設立の日以降 5 年を経過していない方	
対象設備	創業または経営革新を図るために必要と認められる設備 (※土地、建物、工事関係費用は対象外です。)	

返済期間	法定耐用年数以内で、 3年～10年 ※1	法定耐用年数に応じて、3年～10年 ※1 (リース期間終了後は原則として設備を NICO に返還 又は廃棄していただきます。ただし、ご希望により契約 を更新する場合、1ヶ月分のリース料で1年間の再リ ースを 組むことができます。)
	割賦販売方式	リース方式
割賦損料(利率) 月額リース料率	基準金利 年1.6%(固定) (優遇金利 年1.2% ※2)	法定耐用年数 リース期間 月額リース料率 (優遇料率※ 2) 3 ～5年 3年 2.949% (2.928%) 4 ～7年 4年 2.254% (2.233%) 5 ～8年 5年 1.830% (1.810%) 6～11年 6年 1.554% (1.535%) 7～13年 7年 1.354% (1.335%) 8～14年 8年 1.202% (1.183%) 9～15年 9年 1.086% (1.067%) 10年～ 10年 0.992% (0.974%)
利用限度額 (消費税込)	100万円 ～ 1億円	
返済方法	毎月返済 (NICO指定金融機関の口座から毎月引き落としさせていただきます。)	
連帯保証人	原則として代表者のみですが、不動産担保等を提供していただく場合があります。	
設備の所有権等	貸与期間中はNICOに貸与設備の所有権が留保されますが、期間終了後に所有権を譲渡します。 設備は減価償却資産として計上し、固定資産税を負担していただきます。	NICOに所有権が有ります。 リース料は経費として処理できます。
費用負担・ その他	貸与設備の損害保険料を負担していただきます。(ただし風水害、地震等の災害は含みません。)	リース設備の損害保険料はNICOが負担します。(ただし風水害、地震等の災害は含みません。)

※1 商工会・商工会議所を經由して申込みがあった場合は、10年以内において、返済期間(又はリース期間)の基準となる耐用年数等の期間を、2年を超えない範囲内で延長できる場合があります。

※2 優遇金利(料率)の適用については一定の要件があり、貸付審査会にて決定します。

2. 申込対象者・対象設備について

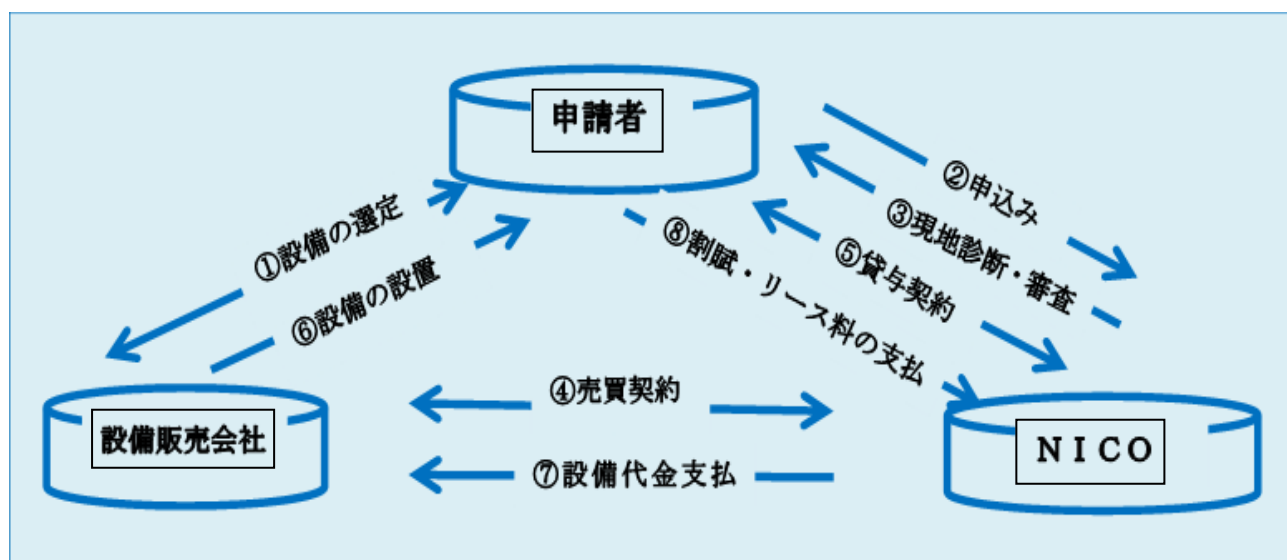
原則として、下記の全ての要件(No.1～14)に該当する方はお申込みいただけます。

ただし、審査の結果によっては貸与できないことがあります。

No.	対象要件
1	新品設備であること。

9	設備販売業者へ代金支払	NICOから設備販売業者へ設備代金をお支払いします。
10	返済開始	申込企業から毎月の口座振替で返済していただきます。
11	返済終了	返済終了後、割賦販売方式は設備の所有権が企業に譲渡されます。 リース方式は、再リースまたは設備を返還・廃棄していただきます。

※下記略図もご参照ください。



4. 申込方法・提出書類について

下記の書類(No.1～12)を郵送または持参によりNICOまで提出してください。

No.	提出書類等
1	申込書及び調査表 (※)
2	申込設備の見積書(設備販売業者発行のもの)
3	申込設備のカタログ又は図面・仕様書
4	最近3ヵ年分(創業3ヵ年未満の事業者は2ヵ年分以下でも可)の決算書【勘定科目明細書含む】 (個人企業の場合は所得税青色申告書)
5	最新時の月次試算表
6	申込時点での取引金融機関発行の預金、借入(長期・短期)、手形割引の残高証明書【原本】
7	免許証・認可証が必要な業種はその写し(建設業、電気工事業、クリーニング業等)
8	県税の納税証明書(最寄りの県地域振興局県税部もしくは県税事務所発行)【原本】
9	暴力団等の排除に関する誓約書 (※)
10	役員名簿 (※)
11	(商工会・商工会議所を経由して申込することで返済期間の延長を希望する場合のみ) 返済年数延長に係る確認書(商工会、商工会議所発行) (※)
12	(創業前または創業2年未満の事業者のみ) 事業計画書

(※)No.1, 9, 10, 11の書類はNICOホームページ(<http://www.nico.or.jp>)からダウンロードしてご使用ください。

5. 返済方法について

◇割賦販売方式◇

割賦料は設備の設置・検収をした翌月から、毎月の口座振替によって均等返済していただきます。

【返済例】1,000 万円(消費税含む)、割賦損料率 1.6%、返済期間 7 年の設備貸与を受けた場合 (単位:円)

回数	割賦元金	割賦損料	返済額合計	元金残高
1	119,099	13,333	132,432	9,880,901
2	119,047	13,174	132,221	9,761,854
3	119,047	13,015	132,062	9,642,807
4	119,047	12,857	131,904	9,523,760
5	119,047	12,698	131,745	9,404,713
6	119,047	12,539	131,586	9,285,666
7	119,047	12,380	131,427	9,166,619
8	119,047	12,222	131,269	9,047,572
9	119,047	12,063	131,110	8,928,525
10	119,047	11,904	130,951	8,809,478
75	119,047	1,587	120,634	1,071,423
76	119,047	1,428	120,475	952,376
77	119,047	1,269	120,316	833,329
78	119,047	1,111	120,158	714,282
79	119,047	952	119,999	595,235
80	119,047	793	119,840	476,188
81	119,047	634	119,681	357,141
82	119,047	476	119,523	238,094
83	119,047	317	119,364	119,047
84	119,047	158	119,205	0
合計	10,000,000	566,622	10,566,622	

◇リース方式◇

リース料は設備の設置・検収をした翌月から、毎月の口座振替によってお支払いいただきます。

・月額リース料 = 設備代金 × 月額リース料率(100 円未満切捨て)

・リース料総額 = 月額リース料 × 支払回数

【返済例】1,000 万円(消費税含む)の設備貸与を受けた場合 (単位:円)

リース期間(支払回数)	3 年(36 回)	4 年(48 回)	5 年(60 回)	6 年(72 回)
月額リース料率	2.949%	2.254%	1.830%	1.554%
月額リース料	294,900	225,400	183,000	155,400
リース料総額	10,616,400	10,819,200	10,980,000	11,188,800
リース期間(支払回数)	7 年(84 回)	8 年(96 回)	9 年(108 回)	10 年(120 回)
月額リース料率	1.354%	1.202%	1.086%	0.992%
月額リース料	135,400	120,200	108,600	99,200
リース料総額	11,373,600	11,539,200	11,728,800	11,904,000